

建築物の耐震改修の促進に関する法律事務取扱要綱

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 耐震診断結果の報告（第3条―第10条）
- 第3章 耐震改修の計画の認定（第11条―第27条）
- 第4章 建築物の地震に対する安全性に係る認定（第28条―第39条）
- 第5章 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定（第40条―第48条）
- 第6章 雑則（第49条）
- 附 則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）の施行に関し、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年政令第429号。以下「政令」という。）、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号。以下「省令」という。）及び建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則（平成25年高砂市規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 要緊急安全確認大規模建築物 法附則第3条第1項に規定する要緊急安全確認大規模建築物をいう。
- （2） 要安全確認計画記載建築物 法第7条に規定する要安全確認計画記載建築物及び要安全確認計画記載建築物として位置付けられることが確実な建築物をいう。
- （3） 技術指針事項 法第12条第1項に規定する技術指針事項をいう。
- （4） 耐震診断 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号。以下「基本方針」という。）別添第1の方法により、地震に対する安全性を評価することをいう。
- （5） 耐震改修 基本方針別添第2の方法により、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすることをいう。
- （6） 建築物耐震評価者 規則第2条に規定する建築物耐震評価者として、次に掲げるものをいう。

ア 公益財団法人兵庫県住宅建築総合センター

イ 既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に参加する団体のうち

- 当該委員会に登録された耐震判定委員会（耐震診断の結果及び耐震改修計画に関する判定、評価等を行う委員会をいう。）を設置しているもの
- ウ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第20条第1号の認定に係る性能評価を行う者として、国土交通省が指定する団体
 - エ 建築物の地震に対する安全性に関する評価を行う技術的能力について、イの団体と同等以上の能力を有すると市長が認めるもの
- (7) 建築物状況確認資格者 建築士法（昭和25年法律第202号）第3条第1項、第3条の2第1項、第3条の3第1項に規定する建築物又は同法第3条の2第3項（同法第3条の3第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく条例に規定する建築物の地震に対する安全性が、耐震診断の実施以後も変わっていないことを確認する者をいい、それぞれ当該各条に規定する建築士（耐震診断に関し罪を犯して罰金以上の刑に処せられた者及び同法第10条第1項各号に該当し、同項の規定により一級建築士又は二級建築士若しくは木造建築士の業務の停止を命ぜられ、又は免許を取り消された者以外の者に限る。）をいう。
- (8) 建築確認等 建築基準法第6条第1項の規定による確認又は同法第18条第2項の規定による通知をいう。
- (9) 新耐震基準 建築基準法施行令の一部を改正する政令（昭和55年政令第196号）によって定められた耐震基準として、昭和56年6月1日以後の建築確認等において適用されている基準をいう。
- (10) 耐震関係規定 地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定をいう。

第2章 耐震診断結果の報告

（事前協議）

- 第3条 法第7条又は法附則第3条第1項の規定に基づく建築物の耐震診断の結果の報告（以下「耐震診断結果の報告」という。）を行おうとする者（以下「報告者」という。）は、当該報告に係る建築物の状況等について、あらかじめ、市長に協議できるものとする。
- 2 前項の規定による協議は、耐震診断結果の報告事前協議書（様式第1号）に次に掲げる図書及び書類を添えて、これらを市長に提出して行うものとする。
- (1) 添付図書等一覧表（耐震診断結果の報告）（様式第2号）
 - (2) 省令第33条第1項第1号に規定する図書のうち、付近見取図、配置図及び各階平面図
 - (3) 外観写真
 - (4) 建築基準法第6条第1項又は同法第18条第3項の規定により、前項の規定による協議に係る建築物に対して交付された全ての確認済証の写し及びそれに係る同法

第7条第5項又は同法第18条第16項に規定する検査済証の写し

- 3 規則の施行前に耐震診断又は耐震改修に着手した建築物について、第1項の規定による協議を受けようとする者は、前項の図書及び書類に加え、規則の施行前に当該耐震診断又は耐震改修に着手したことが確認できる書類を提出するものとする。

(耐震診断の結果を証する書類)

第4条 規則第2条に規定する耐震診断の結果を証する書類は、次に掲げるものとする。ただし、建築物耐震評価者の評価の必要がない小規模な建築物として市長が認める建築物については、この限りでない。

- (1) 耐震診断の評価書（建築物耐震評価者が技術指針事項に適合した耐震診断であると評価したことを証する書類をいう。以下同じ。）の写し
 - (2) 前号の耐震診断（次項の耐震改修、第3項の増築等及び第4項の新築の工事を含む。）を実施した建築物に関する建築物状況確認書（建築物状況確認資格者が耐震診断結果の報告を行う建築物の地震に対する安全性について、耐震診断の実施以後も変わっていないことを確認した書類をいう。以下同じ。）（様式第3号）
- 2 耐震診断結果の報告を行う前に、当該報告を行おうとする建築物の耐震改修の工事を行った部分にあつては、次に掲げる書類をもって前項第1号の書類とすることができる。
- (1) 当該耐震改修を行った部分に関する耐震改修の計画の評価書（建築物耐震評価者が技術指針事項に適合した耐震改修の計画（省令第5条第1項各号のいずれかに掲げる者が策定したものに限る。以下同じ。）であると評価したことを証する書類をいう。以下同じ。）の写し
 - (2) 前号の耐震改修を行った部分に関する工事实施確認書（耐震診断結果の報告）（耐震改修の計画どおりに工事が行われたことを確認した書類（当該工事部分について建築物状況確認資格者と同等の資格を有する者が確認したものに限る。）をいう。以下同じ。）（様式第4号）
- 3 耐震診断結果の報告を行おうとする建築物のうち、昭和56年6月1日以後に増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替（以下「増築等」という。）の工事に着手した部分（平成17年6月1日以後に増築等の工事（政令第3条各号に掲げるものを除く。）に着手したもののうち、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の14第1号に規定する建築物の部分（以下この項において「独立部分」という。）が2以上ある建築物である場合は、当該増築等をする独立部分を含む。第31条第3項において同じ。）にあつては、当該増築等の工事に係る確認済証等の写し及びこれに係る検査済証等の写しをもって第1項第1号の書類とすることができる。
- 4 時刻歴応答計算（建築基準法第20条第1項に規定する国土交通大臣の認定を受けた計算方法をいう。以下同じ。）により検証し、その構造方法について建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）による改正前の建築基準法（以下「旧建築基準法」という。）第38条の規定に基づく建設大臣の認定を受けて建築された建築

物（以下「時刻歴応答計算検証建築物」という。）にあつては、同条の規定による認定書の写し並びに当該認定を受けた建築計画に係る確認済証等の写し及びこれに係る検査済証の写しをもって第1項第1号の書類とすることができる。

（耐震診断結果の報告に係る図書及び書類）

第5条 耐震診断結果の報告は、省令別記第1号様式又は別記第21号様式の正本及び副本に、それぞれ次の表に掲げる図書及び書類を添えて行わなければならない。

共通	(1) 第3条第2項各号に掲げる図書及び書類 (2) 建築物状況確認書（様式第3号） (3) 建築物状況確認資格者の資格が確認できる書類 (4) その他市長が必要と認めるもの		
区分	耐震診断を行った部分	耐震改修を行った部分	新耐震基準に適合する部分
選択	(1) 耐震診断結果表（耐震診断結果の報告）（様式第5号） (2) 耐震診断の評価書の写し (3) 耐震診断の実施者の資格が確認できる書類 (4) 耐震診断の実施者が省令第5条第1項第1号に規定する登録資格者講習を修了したことを確認できる書類	(1) 耐震診断結果表（耐震診断結果の報告）（様式第5号） (2) 耐震改修の計画の評価書の写し (3) 耐震改修の計画の策定者の資格が確認できる書類 (4) 耐震改修の計画の策定者が省令第5条第1項第1号に規定する登録資格者講習を修了したことを確認できる書類 (5) 工事実施確認書（様式第4号） (6) 第4条第2項の耐震改修の工事の実施を確認した者の資格が確認できる書類	第4条第3項に規定する確認済証等の写し及び検査済証等の写し

2 規則の施行前に耐震診断結果の報告に係る建築物の耐震診断又は耐震改修に着手している者にあつては、次の表に掲げる図書及び書類をもって前項に掲げる図書及び書類に代えることができる。

共通	(1) 第3条第2項各号に掲げる図書及び書類
----	------------------------

	(2) 規則の施行前に当該耐震診断又は耐震改修に着手したことが確認できる書類 (3) 建築物状況確認書（様式第3号） (4) 建築物状況確認資格者の資格が確認できる書類 (5) 前条第2項に規定する構造計算書等（市長が必要と認める場合に限る。）	
区分	耐震診断を行った部分	耐震改修を行った部分
選択	(1) 耐震診断結果表（耐震診断結果の報告）（様式第5号） (2) 建築物状況確認資格者と同等の資格を有する者が当該耐震診断又は耐震改修の計画が技術指針事項に適合したものであると確認したことを証する書類（以下「耐震診断結果確認書」という。）（様式第6号） (3) 耐震診断が技術指針事項に適合したものであると確認した者の資格が確認できる書類	(1) 耐震診断結果表（耐震診断結果の報告）（様式第5号） (2) 耐震診断結果確認書（様式第6号） (3) 耐震改修の計画が技術指針事項に適合したものであると確認した者の資格が確認できる書類 (4) 工事実施確認書（耐震診断結果の報告）（様式第4号） (5) 第4条第2項の耐震改修の工事の実施を確認した者の資格が確認できる書類

（報告に係る追加説明）

第6条 市長は、前条の規定に基づき提出される図書及び書類による耐震診断結果の報告が技術指針事項に適合していることを判断できない場合は、報告者に追加の説明を求めることができる。

（結果報告の期限）

第7条 耐震診断結果の報告は、要緊急安全確認大規模建築物にあつては平成27年12月31日までに行わなければならない。

（耐震診断結果の公表）

第8条 法附則第3条第3項において準用する法第9条の規定による公表は、次に掲げる事項をインターネット等に掲載することにより行うものとする。

- (1) 要緊急安全確認大規模建築物の名称、位置及び用途
- (2) 次の表の左欄に掲げる耐震診断の区分に応じ同表の右欄に掲げる耐震診断の結果に関する事項

耐震診断の区分	耐震診断の結果に関する事項
基本方針別添第1ただし書に規定する方法によって行う耐震診断	耐震診断の方法の名称及び当該耐震診断による構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果に関する事項
基本方針別添第1第1号の規定によ	基本方針別添第1第1号イに規定するI w

り、基本方針別添第1に規定する木造の建築物等について行う耐震診断	及び当該 I _w に応じて基本方針別表第1の下欄に定める構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性に関する事項
基本方針別添第1第2号の規定により、基本方針別添第1に規定する鉄骨造、鉄筋コンクリート造等の建築物等について行う耐震診断に関する事項	基本方針別添第1第2号イに規定する I _s 及び q 並びに当該 I _s 及び q に応じて基本方針別表第6の下欄に定める構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性に関する事項

- (3) 省令附則第3条において読み替えて準用する省令第5条第3項に規定する報告書(省令別記第21号様式)に耐震改修、建替え又は除却の予定が記載された場合にあっては、その内容及び実施時期
(公表内容の更新)

第9条 市長は、前条に規定する公表の内容を最新の状況に更新するよう努めるものとする。

- 2 報告者は、耐震診断結果の報告の内容に変更が生じた場合は、速やかに市長にその内容について報告しなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定による更新を行うために必要な事項について、報告者に最新の状況を報告させることができるものとする。
- 4 前2項の規定により報告を行う者は、耐震診断結果変更報告書(様式第7号)に第3条に規定する図書及び書類のうち変更に係るものを添えて、これらを市長に提出するものとする。

第3章 耐震改修の計画の認定

(事前協議)

第10条 法第17条第1項の規定に基づく建築物の耐震改修の計画の認定に係る申請を行おうとする者(以下この章において「計画認定申請者」という。)は、当該申請に係る建築物の耐震改修の計画の内容等について、あらかじめ、市長に協議できるものとする。

- 2 前項の規定による協議は、耐震改修の計画の認定事前協議書(様式第8号)に次に掲げる図書及び書類を添えて、これらを市長に提出して行うものとする。

- (1) 添付図書等一覧表(耐震改修の計画の認定)(様式第9号)
- (2) 省令第33条第1項第1号に規定する図書のうち、付近見取図、配置図、各階平面図
- (3) 外観写真
- (4) 建築基準法第6条第1項又は同法第18条第3項の規定により、前項の規定による協議に係る建築物に対して交付された全ての確認済証の写し及びそれに係る検査済証の写し

- (5) 法第17条第3項第3号から第6号までに掲げる基準に適合するものとして同項に規定する計画の認定を受けようとする場合にあっては、省令の別記第7号様式から別記第10号様式までの正本及び副本に、それぞれ省令第28条第7項に規定する図書及び書類を添えたもの
- (6) その他市長が必要と認める図書又は書類
(認定の申請に係る添付書類)

第11条 建築物の耐震改修の計画の認定の申請に係る添付書類として、規則第3条に規定する国土交通大臣が定める基準に適合していることを証する書類は、法第17条第3項の認定を受けようとする建築物の耐震改修の計画の評価書の写しとする。

(認定の申請に係る図書及び書類)

第12条 耐震関係規定に適合するものとして法第17条第3項の認定を受けようとする者は、省令別記第5号様式による申請書の正本及び副本(当該認定を受けようとする建築物の耐震改修の計画が建築確認等を要する場合にあっては、副本2通)に、それぞれ次に掲げる図書及び書類を添えて、これらを市長に提出するものとする。

- (1) 省令第28条第1項の表の(い)項及び(ろ)項に掲げる図書
- (2) 第10条第2項各号に掲げる図書及び書類

2 地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合するものとして法第17条第3項の認定を受けようとする者は、木造の建築物又は木造と木造以外の構造とを併用する建築物にあっては省令別記第5号様式による申請書の正本及び副本並びに省令別記第6号様式による正本及び副本に、木造の構造部分を有しない建築物にあっては省令別記第5号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ次に掲げる書類及び図書を添えて、これらを市長に提出するものとする。

- (1) 前条に規定する評価書の写し
- (2) 第10条第2項各号に掲げる図書及び書類

3 法第17条第10項の規定により確認済証の交付があったものとみなされるものとして同条第3項の認定を受けようとする者は、第1項又は前項の申請書の正本及び副本に、建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請書又は同法第18条第2項の規定による通知に要する通知書を添えて、市長に提出するものとする。

4 前3項に規定する図書は、併せて作成することができる。

5 高さが60メートルを超える建築物に係る法第17条第3項の認定の申請書にあっては、省令第28条第1項の表の(ろ)項の規定にかかわらず、同項の構造計算書を添えることを要せず、建築基準法第20条第1号の認定に係る認定書の写しを添えるものとする。

6 省令第28条第3項の認定の申請書にあっては、建築基準法第20条第1号の認定に係る認定書の写しを添えた場合には、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第1条の3第1項の表一の(は)項及び同項の表三の(ろ)欄に掲げる構造計算書

を添えることを要しない。

(認定の申請の時期)

第13条 法第17条第1項の規定による認定の申請は、当該申請に係る工事の着手前に行わなければならない。

(認定の申請に係る追加説明)

第14条 市長又は建築主事は、第12条の規定に基づき提出される図書及び書類によって、法第17条第3項の認定を受けようとする耐震改修の計画が同項に規定する認定の基準に適合していることを判断できない場合にあっては、計画認定申請者に追加の説明を求めることができる。

(標準処理期間)

第15条 法第17条第3項の認定に係る審査の標準的な処理期間は、次に掲げる期間とする。ただし、前条の規定により追加の説明を求め、回答があるまでの日数は、当該処理期間に含まないものとする。

(1) 認定の申請を受理した日から14日以内の期間

(2) 認定の申請を行おうとする耐震改修の計画が建築確認等を要する場合においては、前号の期間に、建築基準法第6条第1項第4号に掲げる建築物のときにあつては7日を、それ以外の建築物のときにあつては35日を加えた期間

(認定の申請の取下げ)

第16条 計画認定申請者は、法第17条第3項の認定を受ける前に当該認定の申請を取り下げようとするときは、認定申請取下げ届(様式第10号)を市長に提出するものとする。

(計画の認定をしない旨の通知)

第17条 市長は、法第17条第3項の認定をしないことを決定したときは、認定をしない旨の通知書(様式第11号)により、計画認定申請者に通知するものとする。

(計画の変更)

第18条 第10条から前条までの規定は、法第18条の規定による計画の変更の認定について準用する。この場合において、第10条第2項中「耐震改修の計画の認定事前協議書(様式第8号)」とあるのは「計画変更事前協議書(様式第12号)」と、第12条中「省令別記第5号様式」とあるのは「計画変更認定申請書(様式第13号)」と読み替えるものとする。

2 市長は、法第18条第2項において準用する法第17条第3項の規定により計画の変更の認定をしたときは、速やかに、その旨を計画認定申請者に通知するものとする。

3 前項の通知は、計画変更認定通知書(様式第14号)に計画変更認定申請書の副本を添えて行うものとする。

(計画の軽微な変更)

第19条 法第17条第3項の認定を受けた者(以下この章において「認定事業者」とい

う。)は、法第18条第1項の軽微な変更を行うときは、速やかに、計画の軽微な変更届(様式第15号)を市長に提出しなければならない。

(計画認定建築物に係る報告の徴収)

第20条 認定事業者は、法第19条の規定により同条に規定する計画認定建築物(以下この章において「計画認定建築物」という。)の耐震改修の状況について報告を求められたときは、計画認定建築物状況報告書(様式第16号)を市長に提出しなければならない。

(改善命令)

第21条 法第20条の規定による改善命令は、改善命令書(様式第17号)により行うものとする。

(計画の認定の取消し)

第22条 法第21条の規定による認定の取消しは、計画認定取消通知書(様式第18号)により行うものとする。

(計画の認定に係る工事の取りやめ)

第23条 認定事業者は、法第17条第3項の認定を受けた計画に係る工事を取りやめようとするときは、工事取りやめ届(様式第19号)を市長に提出しなければならない。

(名義の変更)

第24条 認定事業者は、計画認定建築物の名義を変更しようとするときは、名義変更報告書(様式第20号)により市長に報告するものとする。

(工事完了の報告)

第25条 認定事業者は、計画認定建築物の計画に係る工事が完了したときは、速やかに、その旨を市長に報告するものとする。

2 前項の規定による報告は、工事完了報告書(様式第21号)に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

(1) 耐震改修の工事の作業状況及び完成状況がわかる写真

(2) 建築確認等を要する場合にあっては、計画認定建築物に係る建築基準法第7条第5項又は同法第18条第16項に規定する検査済証の写し

(現地調査等)

第26条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合において、認定事業者が法第17条第3項の認定を受けた計画に従った耐震改修を行っているか確認する必要があると認めるときは、現地調査その他の必要な措置をとることができる。

(認定等の証明)

第27条 計画認定建築物であることの証明を受けようとする者は、計画認定建築物証明願(様式第22号)の正本及び副本を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の証明願が提出されたときは、証明を求められた内容が台帳の記載事項と相違ないことを確認した上で、証明するものとする。

第4章 建築物の地震に対する安全性に係る認定

(事前協議)

第28条 法第22条第1項の規定に基づく建築物の地震に対する安全性に係る認定の申請（以下「安全性認定の申請」という。）を行おうとする者（以下この章において「安全性認定申請者」という。）は、当該申請に係る建築物の状況等について、あらかじめ、市長に協議できるものとする。

2 前項の規定による協議は、地震に対する安全性に係る認定事前協議書（様式第23号）に次に掲げる図書及び書類を添えて、これらを市長に提出して行うものとする。

- (1) 添付図書等一覧表（地震に対する安全性に係る認定）（様式第24号）
- (2) 省令第33条第1項第1号に規定する図書のうち、付近見取図、配置図及び各階平面図
- (3) 外観写真
- (4) 建築基準法第6条第1項又は同法第18条第3項の規定により、前項の規定による協議に係る建築物に対して交付された全ての確認済証の写し及びそれに係る検査済証の写し。ただし、省令第33条第1項第1号に規定する図書を添えて安全性の認定の申請を行う場合は、この限りでない。

(確認済証等)

第29条 規則第4条第1項に規定する法令の規定により当該確認済証の交付があったものとみなされる場合におけるその旨を証する書類は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 法第17条第3項の規定に基づく認定に係る通知書
- (2) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第5条第1項の規定に基づく認定に係る通知書
- (3) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定に基づく認定に係る通知書
- (4) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第6条第1項の規定に基づく認定に係る通知書
- (5) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第10条第1項の規定に基づく認定に係る通知書

2 規則第4条第1項に規定する確認済証等の写し又は前項に掲げる書類の写しの提出ができない場合は、当該書類が交付されたことを確認できる書類（確認済証等で確認すべき事項として市長が必要と認める事項が記載されたものに限る。）の写しをもって代えることができる。

(安全性認定の申請に係る添付書類)

第30条 安全性認定の申請に係る添付書類として、規則第4条第2項に規定する国土交

通大臣が定める基準に適合していることを証する書類は、次に掲げるものとする。ただし、建築物耐震評価者の評価の必要がない小規模な建築物として市長が認める建築物については、この限りでない。

- (1) 法第22条第2項の認定（以下この章において「基準適合認定」という。）を受けようとする建築物に係る耐震診断の評価書の写し
 - (2) 前号の建築物に関する建築物状況確認書（様式第25号）
- 2 省令第33条第2項第1号の図書を添えて安全性認定の申請を行う前に、当該申請を行おうとする建築物について耐震改修を行った部分がある場合においては、当該部分に関しては、次に掲げる書類をもって前項第1号の書類とすることができる。
- (1) 当該耐震改修を行った部分に関する耐震改修の計画の評価書の写し
 - (2) 前号の耐震改修を行った部分に関する工事実施確認書（基準適合認定）（様式第26号）
- 3 基準適合認定を受けようとする建築物のうち、昭和56年6月1日以後に増築等の工事に着手した部分がある場合においては、当該部分に関して、当該増築等の工事に係る確認済証等の写し及びこれに係る検査済証等の写しをもって第1項第1号の書類とすることができる。
- 4 時刻歴応答計算検証建築物にあつては、旧建築基準法第38条の規定による認定書の写しをもって第1項第1号の書類とすることができる。
- 5 兵庫県が実施するひょうご住まいの耐震化促進事業（住宅耐震改修工事費補助）の補助金の交付を受けて耐震改修の工事を行った建築物（県土整備部補助金交付要綱別表に定める部分型耐震化工事を行ったものを除く。）にあつては、当該補助金の交付があったことを確認できる書類をもって第1項第1号の書類とすることができる。

（安全性認定の申請に係る図書及び書類）

第31条 耐震関係規定に適合するものとして基準適合認定を受けようとする者は、省令別記第12号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ次に掲げる図書及び書類を添えて、これらを市長に提出するものとする。

- (1) 添付図書等一覧表（建築物の地震に対する安全性に係る認定）（様式第24号）
- (2) 外観写真
- (3) 建築物状況確認書（様式第25号）
- (4) 建築物状況確認資格者の資格が確認できる書類
- (5) 規則第4条第1項に規定する確認済証等
- (6) 省令第28条第1項の表の（ろ）項及び省令第33条第1項の表に掲げる図書又は省令第33条第1項第2号に規定する国土交通大臣が定める書類として定められた検査済証の写し及びこれに係る確認済証の写し並びに省令第33条第1項第1号に規定する図書のうち付近見取図、配置図及び各階平面図のいずれかの図書

2 省令第33条第2項第1号に掲げる方法により、地震に対する安全上これに準ずるも

のとして国土交通大臣が定める基準に適合するものとして基準適合認定を受けようとする者は、木造の建築物又は木造と木造以外の構造とを併用する建築物にあつては省令別記第13号様式による申請書の正本及び副本並びに省令別記第6号様式による正本及び副本に、木造の構造部分を有しない建築物にあつては省令別記第13号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ次の表に掲げる図書及び書類を添えて、これらを市長に提出するものとする。

共通	(1) 第28条第2項各号に定める図書及び書類 (2) 建築物状況確認書(様式第25号) (3) 建築物状況確認資格者の資格が確認できる書類		
区分	耐震診断を行った部分	耐震改修を行った部分	新耐震基準に適合する部分
選択	(1) 耐震診断結果表(基準適合認定)(様式第27号) (2) 前条第1項第1号に規定する評価書の写し (3) 耐震診断の実施者の資格が確認できる書類 (4) 耐震診断の実施者が省令第5条第1項第1号に規定する登録資格者講習を修了したことを確認できる書類	(1) 耐震診断結果表(基準適合認定)(様式第27号) (2) 前条第2項各号に規定に規定する評価書の写し及び工事実施確認書(基準適合認定)(様式第26号)又は同条第5項に規定する書類 (3) 耐震改修の計画の策定者の資格が確認できる書類 (4) 耐震改修の計画の策定者が省令第5条第1項第1号に規定する登録資格者講習を修了したことを確認できる書類 (5) 前条第2項の耐震改修の工事の実施を確認した者の資格が確認できる書類	前条第3項に規定する書類

3 省令第33条第2項第2号に掲げる方法により、地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合するものとして基準適合認定を受けようとする

る者は、省令別記第12号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ次の各号に掲げる図書及び書類を添えて、これらを市長に提出するものとする。

- (1) 添付図書一覧表（建築物の地震に対する安全性に係る認定）（様式第24号）
- (2) 省令第33条第1項第1号に規定する図書のうち、付近見取図、配置図及び各階平面図
- (3) 省令第33条第2項第2号に規定する国土交通大臣が定める書類として定められた検査済証の写し及びこれに係る確認済証の写し
- (4) 建築物状況確認書（様式第25号）
- (5) 建築物状況確認資格者の資格が確認できる書類
（安全性認定の申請に係る追加説明）

第32条 市長は、前条の規定に基づき提出される図書及び書類によって、基準適合認定を受けようとする建築物が耐震関係規定又は法第22条第2項の基準に適合していることを判断できない場合にあっては、安全性認定申請者に追加の説明を求めることができる。

（標準処理期間）

第33条 基準適合認定に係る審査の標準的な処理期間は、認定の申請を受理した日から14日以内の期間とする。ただし、前条の規定により追加の説明を求め、回答があるまでの日数は、当該処理期間に含まないものとする。

（認定の申請の取下げ）

第34条 安全性認定申請者は、基準適合認定を受ける前に当該認定の申請を取り下げようとする場合は、基準適合認定申請取下げ届（様式第28号）を市長に提出するものとする。

（基準適合認定をしない旨の通知）

第35条 市長は、基準適合認定をしないことを決定したときは、基準適合認定をしない旨の通知書（様式第29号）により、安全性認定申請者に通知するものとする。

（基準適合認定建築物に係る報告の徴収）

第36条 基準適合認定を受けた者は、法第24条第1項の規定により法第22条第3項に規定する基準適合認定建築物（以下この章において「基準適合認定建築物」という。）の地震に対する安全性に係る事項に関して報告を求められたときは、基準適合認定建築物状況報告書（様式第30号）を市長に提出しなければならない。

（基準適合認定の取消し）

第37条 法第23条の規定による基準適合認定の取消しは、基準適合認定取消通知書（様式第31号）により行うものとする。

（認定等の証明）

第38条 基準適合認定建築物であることの証明を受けようとする者は、基準適合認定建築物証明願（様式第32号）の正本及び副本を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の証明願が提出されたときは、証明を求められた内容が台帳の記載事項と相違ないことを確認した上で、証明するものとする。

第5章 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定
(事前協議)

第39条 法第25条第1項の規定に基づく区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定の申請（以下「耐震改修必要性認定の申請」という。）を行おうとする者（以下この章において「耐震改修必要性認定申請者」という。）は、当該申請に係る建築物の状況等について、あらかじめ、市長に協議できるものとする。

- 2 前項の規定による協議は、耐震改修の必要性に係る認定事前協議書（様式第33号）に次に掲げる図書及び書類を添えて、これらを市長に提出して行うものとする。

(1) 添付図書等一覧表（区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定）（様式第34号）

(2) 省令第33条第1項第1号に規定する図書のうち、付近見取図、配置図及び各階平面図

(3) 外観写真

(4) 建築基準法第6条第1項又は同法第18条第3項の規定により、前項の規定による協議に係る建築物に対して交付された全ての確認済証の写し及びそれに係る検査済証の写し

(耐震改修必要性認定の申請に係る添付書類)

第40条 耐震改修必要性認定の申請に係る添付書類として、規則第5条に規定する国土交通大臣が定める基準に適合していないことを証する書類は、法第25条第2項の認定（以下この章において「要耐震改修認定」という。）を受けようとする区分所有建築物に係る耐震診断の評価書の写しとする。

- 2 兵庫県が実施するひょうご住まいの耐震化促進事業（住宅耐震改修計画策定費補助）の補助金の交付を受けて耐震診断を行い、耐震性がないことが明らかになった建築物（技術指針事項に適合した耐震診断が行われたものに限る。）にあっては、当該補助金の交付があったことを確認できる書類をもって前項の書類とすることができる。

(耐震改修必要性認定の申請に係る図書及び書類)

第41条 要耐震改修認定を受けようとする者は、木造の建築物又は木造と木造以外の構造とを併用する建築物にあっては省令別記第17号様式による申請書の正本及び副本並びに省令別記第6号様式による正本及び副本に、木造の構造部分を有しない建築物にあっては省令別記第17号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ次に掲げる図書及び書類を添えて、これらを市長に提出するものとする。

(1) 添付図書等一覧表（区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定）（様式第34号）

(2) 省令第33条第1項第1号に規定する図書のうち、付近見取図、配置図及び各階平

面図

- (3) 外観写真
- (4) 建築基準法第6条第1項又は同法第18条第3項の規定により、当該建築物に対して交付された全ての確認済証の写し及びそれに係る検査済証の写し
- (5) 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第18条第1項（同法第66条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により当該認定の申請を決議した集会の議事録の写し（同法第18条第2項の規定により規約で別段の定めをした場合にあつては、当該規約の写し及びその定めにより当該認定の申請をすることを証する書類）
- (6) 前条第1項に規定する評価書の写し又は同条第2項に規定する書類
- (7) 耐震診断結果表（要耐震改修認定）（様式第35号）
- (8) 耐震診断の実施者の資格が確認できる書類
- (9) 耐震診断の実施者が省令第5条第1項第1号に規定する登録資格者講習を修了したことを確認できる書類

（耐震改修必要性認定の申請に係る追加説明）

第42条 市長は、前条の規定に基づき提出される図書及び書類によって、要耐震改修認定を受けようとする区分所有建築物が法第25条第2項の基準に適合していることを判断できない場合にあつては、耐震改修必要性認定申請者に追加の説明を求めることができる。

（標準処理期間）

第43条 要耐震改修認定に係る審査の標準的な処理期間は、認定の申請を受理した日から14日以内の期間とする。ただし、前条の規定により追加の説明を求め、回答があるまでの日数は、当該処理期間に含まないものとする。

（耐震改修必要性認定の申請の取下げ）

第44条 耐震改修必要性認定申請者は、要耐震改修認定を受ける前に当該認定の申請を取り下げようとする場合は、耐震改修必要性認定申請取下げ届（様式第36号）を市長に提出するものとする。

（要耐震改修認定をしない旨の通知）

第45条 市長は、要耐震改修認定をしないことを決定したときは、要耐震改修認定をしない旨の通知書（様式第37号）により、耐震改修必要性認定申請者に通知するものとする。

（要耐震改修認定建築物に係る報告の徴収）

第46条 法第25条第3項に規定する要耐震改修認定建築物（以下この章において「要耐震改修認定建築物」という。）の区分所有者は、法第27条第4項の規定により当該要耐震改修認定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関して報告を求められたときは、要耐震改修認定建築物状況報告書（様式第38号）を市長に提出しなければならない

い。

(要耐震改修認定の取消し)

第47条 要耐震改修認定の取消しは、要耐震改修認定取消通知書（様式第39号）により行うものとする。

(認定等の証明)

第48条 要耐震改修認定建築物であることの証明を受けようとする者は、要耐震改修認定建築物証明願（様式第40号）の正本及び副本を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の証明願が提出されたときは、証明を求められた内容が台帳の記載事項と相違ないことを確認した上で、証明するものとする。

第6章 雑則

(認定基準)

第49条 特定行政庁から建築基準法第9条に規定する措置が命ぜられている建築物については、法第17条第3項、第22条第2項又は第25条第2項の規定に基づく認定を行わないものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(耐震診断の結果を証する書類に関する経過措置)

第2条 要緊急安全確認大規模建築物又は要安全確認計画記載建築物の耐震診断又は耐震改修の計画の策定が規則の施行前に行われた場合は、耐震診断結果確認書（様式第6号）をもって第4条第1項第1号の書類に代えることができる。

2 前項の規定に基づき耐震診断結果確認書を添えて耐震診断結果の報告を行う場合において、市長が当該報告の内容を審査する必要があると認めるときは、当該報告に係る建築物の所有者に対し、構造計算書等の建築物の地震に対する安全性を確認できる書類の提出を求めることができる。